

Q 1 : 募集要項では、留学計画の要件として、危険情報レベルが「レベル2」以上の国・地域が留学計画に含まれていない計画とされていますが、応募時点で、危険情報レベル2・3の国を留学計画に入れてもよいでしょうか。

A 1 : 危険情報及び感染症危険情報については、留学先機関の所在地が応募時点で「レベル2」以上であっても、応募・選考に差し支えはありません。ただし、各派遣留学生の、留学計画の開始時及び開始後に「レベル2」以上となった場合は、原則として、奨学金等の支給対象外となります。(ただし、新型コロナウイルス感染症等の状況により、速やかな帰国が困難と在籍校が判断する場合を除く。)

※この取扱いについては、今後の感染状況などの動向を踏まえて変更される可能性もあります。

Q 2 : 申請要件として、「日本学生支援機構の第二種奨学金に掲げる家計基準を満たす学生」とありますが、自分がこの要件を満たしているかどうかはどのように判断すればよいですか。

A 2 : 第二種奨学金に準拠する家計基準を満たしているかどうかは、所得のみならず、世帯の家族構成や通学形態、授業料、兄弟姉妹の有無など多くの要素によって控除額が異なるため、容易に判断することができません。大学が皆さんから提出された申請書類に基づき、細かく計算します。応募時に家計基準を満たす「大学全国コース」、家計基準を満たさない「大学オープンコース」に分かれていますので、大学が皆さんから提出された申請書類に基づき、細かく計算をいたします。

なお、日本学生支援機構のホームページに家計基準のモデルケースが掲載されていますので、参考としてご覧ください。

学部 https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/zaigaku/koho_kettei/daigaku/index.html

大学院 https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/zaigaku/koho_kettei/in/index.html

また、「大学オープンコース」の支援予定人数は、全体の内1割程度支援される予定です。ただし、支援金額は家計基準を満たす学生と異なりますので、ご了承ください。詳細は「募集要項」を参照してください。

Q 3 : 留学先がまだ確定していませんが、この奨学金に応募することはできますか。

A 3 : はい、可能です。現時点の計画で申請してください。ただし、採用後、留学計画を変更する場合、変更手続きを行う必要があります。変更内容によっては、再審査の結果、不採択と判定され、奨学金が支給されない場合がありますので、その点は予めご留意ください。また、変更による支援期間の延長や、増額は認められません。

Q 4 : このプログラムに参加すれば留学機関やインターンシップ先を紹介してくれますか。

A 4 : いいえ、ご自身で留学計画を立て、留学機関やインターンシップ先等を探し、準備を進めてください。

日本代表プログラムのウェブサイトにも計画の立て方などについてアドバイスがありますので参考にしてみてください。

<https://tobitate.mext.go.jp/univ/program/planning/>

Q 5 : 慶應義塾大学の交換留学プログラムはこの奨学金の対象になりますか。

A 5 : はい、対象となります。4つのどのコースとして応募するかはご自身で決めてください。

Q 6 : 本奨学金の過去の募集で不合格になつてしましましたが、再申請できますか。

A 6 : はい、本制度すでに採用されていなければ、申請できます。

※過去に本制度に採用され、本人の責によらず渡航前に辞退した場合は、再申請できます。

Q 7 : 慶應義塾大学の学部を卒業後に海外の大学院に留学しようと思っていますが、この奨学金に申請できますか。

A 7 : 申請できません。応募する段階で、留学終了後は所属大学で学業を継続する予定となっていることが要件であり、申請時点で退学が見込まれる場合には応募はできません。

Q 8 : 三田以外のキャンパスに所属していますが、所属キャンパスに申請書類を提出できますか。

A 8 : 申請は三田キャンパスでのみ受け付けます。三田キャンパスの南校舎にある学生部福利厚生支援グループに提出してください。なお、三田キャンパスに来られない場合、郵送（書留）でも提出可能ですが、締切日必着ですので、注意してください。

Q 9 : 学内締切までに源泉徴収票が提出できませんが、どうすればいいですか。

A 9 : 学内締切までに源泉徴収票以外の書類を提出してください。源泉徴収票の提出日については別途、早目に担当者に相談してください。

Q 1 0 : 慶應義塾大学のダブルディグリープログラムで留学する予定ですが、対象となりますか。

A 1 0 : はい、対象となります。4つのどのコースとして応募するかはご自身で決めてください。

Q 1 1 : タイで一年間インターンシップをやりたいと考えていますが、申請できますか。

A 1 1 : 「留学計画の申請要件」の内、「在籍大学等が教育上有益な学修活動と認める計画」とあります。本塾では、実践活動のみの計画は「教育上有益な学修活動と認める計画」として認めておりませんので、ご注意ください。この判断は大学に委ねられており、トビタテの事務室にお問い合わせいただき奨励された内容であっても許可されない場合がありますので、ご留意ください。

Q 1 2 : 学内締切に間に合いませんでしたが、日本学生支援機構（JASSO）への提出期限には間に合います。申請を受け付けてもらえますか。

A 1 2 : 申請者の公平性を保つため、また、皆さんのが申請後に大学側で必要な処理や手続き等がありますので、いかなる理由があっても学内締切を過ぎた場合は受け付けできません。特にオンラインシステムの入力は締切前後、アクセスしにくくなりますので注意してください。アクセス混雑による締切後の提出も一切認めません。

Q 1 3 : 過去の応募者の留学計画書を見ることはできますか。

A 1 3 : 本学の応募者の留学計画書については公開していません。日本代表プログラムのウェブサイトには、これまでの応募者の留学計画が「留学大図鑑」として公開されていますので、そちらを参考にしてください。

Q 1 4 : 父または母が海外で勤務をしています。最新の所得証明書を提出できないのですが、何を提出すればよいですか。

A 1 4 : 勤務先の本社が日本にあり、2019年以降海外に勤務している（た）場合は、「海外勤務および給与支払（見込）証明書」を使い、2019年および2020年の給与について勤務先で証明してもらい提出してください。海外現地法人に勤務している場合は、2019年中の総収入を証明する書類を提出してください。この場合、主要箇所の日本語訳も添付してください。